

役員給与等規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「全年連」という。）の役員報酬等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 役員は、全年連定款第9条に規定する役員（理事及び監事）をいう。

(役員報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。

- 2 ただし、常勤の役員については、報酬を支給することができる。
- 3 前項の者の報酬は年俸制とし、その額は、会長が定める額とする。
- 4 役員は、年俸を給与と賞与に按分しての支給を選択することができる。

(報酬及び給与等の支給日)

第4条 報酬及び給与等の支給日は、次のとおりとする。

- (1) 報酬及び給与の支給日は、毎月20日とする。
- (2) 前条第4項を選択した役員については、賞与の支給は、6月30日及び12月10日とする。
- (3) 前各号の日が、土曜日・日曜日及び祝日の場合は、直前の平日とする。

(その他)

第5条 削除

附 則

- 1 本規程は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。